

監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月20日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

監査結果の措置対象
監査委員事務局

監査結果報告年月日
平成29年3月28日

監査結果に対する措置通知年月日
平成29年4月13日

講じた措置等の内容

【監査委員事務局】

《意見1》

年度当初に計画する監査等実施計画に基づき、全庁的に計画的な監査等が行われているところである。しかし、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に関する監査については、その対象とする団体数も多いことから、定期的な実施できていない状況にある。対象団体には財政援助団体等であることを促すとともに、公費が適正、経済的、効率的、有効的に使われているか確認するため、計画的な監査に配慮されたい。

《検討状況》

地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に関する監査については、財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し実施することとされており、対象とする団体数は多く、定期的な監査が実施できていない状況にあります。

今後は、市の支出する金額の多寡により監査対象とする団体の絞り込みを行う、対象団体には調書の作成を求めるなどし、公費が適正、経済的、効率的、有効的に使われているか、団体に対する所管部署の指導監督は適切に行われているか確認できるように、計画的な監査に努めてまいります。

《意見2》

地方自治法の一部改正（今国会で審議中）により、監査制度の改正が見込まれている。条例、監査基準等の整備を含め、監査委員制度の充実強化に努められたい。

《検討状況》

地方自治法の一部改正に関しては、国政の動き等に注意し、市条例及び関係する例規等を整備してまいります。また、新城市監査基準（平成26年10月9日最終

改正) に関しては、全国都市監査委員会の示す都市監査基準が改正されたことから、監査の品質が引き続き確保できるよう本年度中の改正に努めてまいります。

なお、都市監査委員会等の主催する研修会への参加、近隣自治体等との情報交換を行い、監査委員制度の充実強化につながるよう努めてまいります。